

保險技術上の若干問題

藤本幸太郎
大林良一

目次

はしがき

保險技術としての危險の選擇と制限

危險の選擇

〔一〕〔二〕

一 危險選擇の意義

二 生命保險に於ける危險の選擇（身體診査）

三 被保險者（保險契約者）の申告

四 選擇と競争

五 經驗的選擇

六 間接的選擇

七 豫防

〔三〕危險の制限

一 危險制限手段としての保險金額

二 物保險に於ける填補限度

三 希望利益保險の保險金額

四 超過保險と不足保險

五 比例擔保規定

六 求償權と保險金額

七 責任保險金額

八 人保險の保險金額

はしがき

本稿は César Ancy, *L'assurance—Sa technique, Son mécanisme—Ses méthodes appliquées aux affaires commerciales et financières*, Paris, 1933, pp. 368. の所説の一部を紹介するのを目的とするものである。Ancy 氏の此著は其サブ・タイトルの示す如く専ら保険の技術論、機構論たる點に於て特色を有する。勿論従來保險總論と名付けられた著書には必ず若干の技術論が含まれて居る。然し一定の體系の下に、専ら技術論のみを取扱つた著書としては、本書を以て嚆矢とすべきであらう。

本書は極めて軽い氣分を以て書かれたもので、其行文は固より、章節の區分も極めて粗笨である。加ふるに技術論の常として常識論に流れる點もあり、更に *L'assurance des crédits* (Editions de 1926 et de 1932) の著者であり、且 *La loi sur le contrat d'assurance* (Edition de 1930) の共同著者である Ancy 氏のことなれば、勢ひ我田引水的に、信用保險論又は保險法論に脱線する傾向がないでもない。然し所謂「技術説」に基いて保險經營乃至保險技術の根本問題を解説せる點に於て傾聴すべきものがある。

本書の内容の主なるものは次の如くである。

保險の起源 (Origines)——技術的見地より所謂現代的保險の起源と其發達とを述べて居る。即ち十五世紀に始まつた海上保險は「擔保」を賣る獨立の事業であつたが、其原價を計算する手段が缺けて居たために一個の投機に過

ぎなかつた。此投機と並行して、相互扶助運動に基礎を置く各種の組合から發生せる生命保險團體が出来たが、是等も亦保險に本質的な要素即ち危險に比例する保險料なる考が缺けて居た。此二個の形式の原始的保險に對して、現代的保險に獨特な基礎を與へたものは蓋然率研究であつた。此科學的な蓋然率研究と銀行業より由來せる金融資本的作用は今日の保險を形成せしめるに至つたとすものである。而して著者も亦ロイツに關し拾數頁を費し、特に其事業が現代的保險の技術との間に何等矛盾のないことを指摘して居る。即ち著者に據れば、ロイツは危險を極度に細分することに依つて「危險相殺の原則」を適用するものである。

相互保險と營業保險 (Mutualité et prime fixe) —— 兩經營形態の異同論を試みて居る。保險技術的には、兩者は單に事業開始の際株式資本に依るか借入資本に依るかの問題と、餘剩準備金の保險事業自體に及ぼす作用の點に於て相違するのみで、本來同一の根本技術に依存する兩形態は多くの點に於て歸一する傾向に在ることを指摘して居る。

蓋然率研究 (Recherche des probabilités) —— 原因の蓋然率、統計的蓋然率、誤差等の蓋然率に關する根本問題の解説に當てられて居る。

蓋然率の保險への應用 (Recherche des probabilités appliquée à l'assurance) —— 生命保險に關する諸表を初め、累進的危險 (Risques progressifs) 即ち各種生命保險の場合と恆常的危險 (Risques constants) 即ち各種損害保險の場合との蓋然率研究の問題を取扱ふ。

危險の保險への加入 (Entrée des risques dans l'assurance) —— 専ら危險選擇の問題を取扱ふ。

保險金額 (Somme assurée)——危險制限の問題としての保險金額の決定を、物保險、希望利益保險、責任保險、生命保險等に分つて論述す。

保險料資金 (Fonds des primes)——危險分割、準備金、豫定利率、營業費、募集費等の問題を取扱ふ。

保險立法 (Législation des assurances)——保險に關する立法事業は、保險事業を支配する技術的諸原則の分析を必要とするものにして、技術的見地と法律的見地の兩者は不可分の關係に在るとの見解の下に、専ら佛蘭西國內立法を歴史的に考察して居る。

保險會社の貸借對照表 (Bilan des compagnies d'assurances)——保險會社の貸借對照表に關し其項目分析と評價等の問題を取扱ひ、且損益計算書の説明に及んで居て、結局獨逸學者の所謂計算技術の問題に相當して居る。

保險の前哨 (Frontières de l'assurance)——保險の尖端部即ち所謂新種保險と保險者同盟 (Consortium) に對して一瞥を與へて居る。

財政的危險 (Risques financiers)——一般資本家竝に保險業者の投資と之に附隨する危險の問題を取扱つて居る。
商業的危險 (Risques commerciaux)——「信用のない商業はない。危險のない信用はない。」といふ考を出發點として、現代の商的企業に附隨する信用危險と信用保險の關係を論述して居る。

結論 (Conclusion)——保險技術の基礎を成す「保險相殺の原則」は一般の産業、金融業等にも應用さるべきものであると結論して居る。

而して本稿に於て「危險の選擇」及び「危險の制限」として紹介せんとする所は、本書に於ては前記「Entrée des

risques dans l'assurance」並に「Somme assurée」の標題を以て取扱はれて居る部分に相當する。從來の著書に於ては、保險技術に關する説明は、多くは蓋然率研究即ち料率の問題に限るか又は之に投資問題を加へる程度にて、何れも保險經營上所謂集合的活動に限られて、危險の選擇又は制限の如く個別的活動に論及せる例は殆どない。茲に其大要を紹介せんとする所以である。

先づ順序として危險の選擇と制限とが保險技術の上に於て占める地位に就いて一言する必要があるであらう。

〔一〕 保險技術としての危險の選擇と制限

保險は之を一個の科學若しくは産業として考へるときは、「危險相殺の原則 (Principe de la compensation des risques)」の科學的發展若しくは産業的應用である。所謂危險相殺の原則は次の如く述べる事が出来る。「危險がより多く分割されるに隨つて、其作用は、其集團にとつて、より多く相殺する (Plus les risques sont divisés, plus leur effets sont compensés par rapport à la masse.)」² 而して此危險の相殺は次の二個の條件の結合がなければ可能ではない。即ち其一は、集合せる危險の中に一定度の等價性 (Equivalence) の存在することにして、其二は收納する保險料又は釀金の總額と事故發生の場合支拂ふべき金額との間の均衡 (保險料資金と賠償資金との均衡) を保持するために充分なる危險數の集合することである。

斯くして同質性を有する危險を選択することと一定數の危險を招致することとは保險經營上極要な役割を占めるも

のではあるが、然し同質性といひ一定數といふも何れも或種の豫定危険を前提とするものにして、随つて保險經營のための技術は此豫定危険の研究に遡らなければならぬ。豫定危険の研究を基として、此危険に準據して一定性質の一定數の危険を集合せしめること、即ち研究せると同等又はより有利な條件に於て其經驗を再現するための手段こそは「保險技術」にして、是に依つて我々は經驗本位の原始的保險 (Presurance) と所謂現代的保險若くは技術的保險 (Assurance moderne ou assurance technique) とを區別することが出来る。

再言すれば次の二點を除いては保險技術なるものは存在しない。即ち

一、保險せんとする危険の研究

二、研究せると同一、若しくは出來得れば、より有利なる條件に於て其經驗を再現するための研究

随つて保險技術の第一課題は、他の活動の豫備的活動として、臆て付保せんとする保險に關する蓋然率の問題を解決するに在る。此蓋然率研究の結果は保險技術に關する多くの要點を演繹することが出来る。即ち

一、平均 (Moyenne) の決定と純保險料の確定——此純保險料に對しては、保險の機能自體が必要とする所の費用を附加しなければならぬのは勿論である。

二、危険の分類——保險者に依つて引受けられた多くの危険の中に、保險料算定の基礎として役立つ所の統計的蓋然率を再現することを目的とするものである。

三、手持額 (Plain) の決定——其目的とする所は事業の平均を破壊する虞のある誤差を減少せしめんとするものにして、保險者各自の資力に應じて一定額を定むることとなる。

四、準備金の設定——即ち保險者に於て豫期し得る誤差に對し採るべき正常手段である。

是等の諸點は保險技術の本質的要素若くは基礎的工作とも云ふべきものであるが、實際の事業經營に當つては、此本質的要素若くは基礎的工作に準據して、危險の濾過又は制限 (Filtrage ou limitation des risques) のために各種の手段が講ぜられなければならぬ。此の危險の濾過 (選擇) 又は制限は、保險者が其豫備的活動として實施せる危險研究特に蓋然率研究の際の經驗を、同一又はより有利な條件に於て再現せしめるための手段たるものである。換言すれば、危險の制限と選擇とは取引即ち個々の危險の引受けに際し保險者の豫定せる條件に適應せしめることを目的とするものにして、之が研究は保險の種類に應じ、且其發達の程度に隨つて別個の工夫を要するものである。

保險技術一般の上から見るときは、危險の選擇と制限とは、相並んで特殊な地位に在るものである。既に述べた如く、蓋然率研究並に之に依つて演繹される各種の操作は保險經營技術中準備的乃至基礎的工作たるに對して、危險の選擇と制限とは保險料積立金の運用と共に實行的操作に屬し保險經營の實體を成すものである。次に保險技術に關する諸操作を其對象如何に依つて區別するときは、直接被保險者 (保險契約者) に關するものと然らざるものとがある。茲に所謂危險の選擇と制限とは専ら被保險者 (保險契約者) との交渉問題である點に於て特殊の地位を有する。更に危險の選擇と制限とは、保險者の活動としては、個々の被保險者 (保險契約者) を對照とする個別的活動にして、保險料積立金なる共同資金を對象とする集合的活動に對立するものである。換言すれば、危險、或はより正確に言へば、危險を代表する保險料が保險なる共同資金への加入を許されるに就いての準備的活動即ち各種の危險を個別的に對象とする個別的活動にして、保險料積立金なる共同資金を目的とする集合的、財政的活動とは趣を異にするものである。

以下此の危険の選擇並に制限の問題に關する Ancey 氏の所説を、時に若干の蛇足を加へながら、忠實に紹介せんとするものである。

(二) 危険の選擇

各種の危険毎に異なつた材料に依つて蓋然率を計算することは、保險者に對して、危険の價格即ち保險料を決定するための要素を提供するものである。而して其決定に用ふる材料の確實性如何に依つて、其價格の不動性にも差違を生ずる。例へば生命保險の價格決定は極めて確固たる死亡表に依つて行はれるが故に不動性の最大なものである。之に反し災害に對する保險即ち損害保險の場合の價格決定は、絶えず修正を受け、申込まれた取引に對し保險者の與ふる個人的若くは特殊的な評價如何に依つては、時として全然其適用を不可能ならしめる場合がある。

斯くの如く保險者は統計の齎らす所に隨つて、其企業の目的とする危険に比例する保險料率を設定する。然し夫は保險者の爲すべき仕事の一部にしか過ぎない。保險事業は、其料率表の基礎となつた所の諸條件を、其企業の中に於て、再建しなければならぬ。即ち能ふ限り同質性 (Homogeneity) を有する危険集團を作ることが、保險者に殘された課題である。此同質性を有する危険集團を作るためには、保險者は彼に申込まれた一切の危険を無差別に引受けることは出来ない。申込まれた危険に就ては一々吟味選抜をしなければならぬ。仍て先づ危険の選擇に就いて述べなければならぬ。

一 危険選擇の意義

保險事業に於て所期の結果を得るために必要とする所のものは、少なくとも統計的蓋然率 (Probabilité statistique) の決定に要した實驗の場合と同様に有利な條件の中に、事業の遂行されることである。而して斯くの如き有利な條件は、保險者が彼に申込まれた取引の一切を無差別に引受ける場合には、起り得ない。事實原則として、「危険は好ましくないものほど愈々熱心に保險者の前に現はれるものである。」と言ふことが出来る。或は更に、衆知の格言を改作して、「惡險は良險を驅逐す。(Les mauvais risques chassent les bons.)」とやゝ言ふことが出来る。故に選擇即ち危険の辨別は世人が所謂「逆選」又は「反選」(Antisélection ou contre-sélection)と呼ぶ或種の傾向に反對するものでなければならぬ。換言すれば、選擇なるものは職業的用語に於て Production と呼ぶ所の「取引」を研究することを意味し、最も有利なるべき取引に向つて進み、事情の疑はしい危険を敬遠することにして、其目的とする所は前記の逆選又は反選を中和せんとするに在る。詳言すれば、危険程度が既存の保險集團と甚だしく調和しないため又は保險者が其再保險手段を完全に利用せる後に自己の計算に残るべき金額の大なるため當該集團の中に於ける危険の平均を脅かす如き危険、減少せる利益のため又は契約者の損害經歷のために故意に保險事故の發生を目論む疑のある危険或は損害證明の困難なために被保險者に致富の手段を興へ易い様な危険等を除外するのが選擇の目的である。

選擇の基本的な形式は、申込まれた危険の或ものを拒絶し、或ものに増保険料を課するに在るが、別に經驗上不利と視られる危険は夫々保險期間中に於ても、其都度除外し又は附加保険料を課することに依つて選擇の目的を達する

場合がある。然し、其方法如何を問はず、選擇には一定の限度のあることを容易に看取し得る。選擇を嚴格に實行するときは取引を敬遠する結果、手持契約數を稀少ならしめる如き危険に瀕するが故に、其限度は速かに到來する。

然しながら、選擇は單に保險者の見地のみより考ふべきものでなく、之には一般的な利害關係の存することに注意を要する。即ち、若し保險者が一切の危険を無差別に待遇するときは、被保險者の怠慢を助長するに至るべく、而も此怠慢の結果は結局共同團體の負擔に歸するからである。

保險者の實行する選擇は、若干の好ましからぬ危険の改善を勧めることをも亦其目的として居る。此種の選擇を絶對に必要とする如き保險がある。例へば信用保險は是である。此保險に於て一切の信用危険を何等の調査をもなさず無差別に容認するときは、輕卒な信用を助長し、市場の秩序を紊亂するに至るであらう。

以下各種の危険の性質に基いて其選擇方法と其重要性和を吟味して見よう。

二 生命保險に於ける危険の選擇——身體診査

保險の歴史に於て著名な英國 Equitable 會社の保險申込書に據れば、此會社が「被保險者の尊敬する者二名の指名——出來得れば其中一人は醫術を業とする者たること」なる一欄を設けて付保すべき者の健康状態に就き照會し得る如き方法を實行せる事實が確められる。而して此形式は更に「取締役會の前に出頭し得ざる者若くは問合先として醫師の名を指示すること能はざる者は各自の健康状態に就き通報し得る者三名を指示することを望む」と附記されて居た。是に依つて觀るに、當時は未だ身體診査は實施されなかつたが、照會先としての醫師の名を要求せる點に於て身體診

査への一步を踏んで居たものである。現今では醫師の診斷は生命保險會社の常用手段である。

周知の如く醫師の診査は、被保險者の當時の健康狀態しか示さない。故に其後の事情如何に依つて此狀態は變化し得るものである。即ち被保險者の一集團に就いて觀察するときは、當初は選拔されし者のみより成りし此集團の構成は年々絶えず變化し然も保險者にとつて不利益な變化を齎らす。其故は單に構成員の年齢の加はるためのみならず、健康の勝れたる被保險者の中には契約を中止する者も生じ、中庸度の健康を保持する者のみ契約を持續する傾向を有するからである。

斯くして、醫師の診斷の結果加入を認められた被保險者の全體としての健康狀態は、當初は、一般民衆中又は民衆中の或階級より手當り次第に拉致せる同じ人數の者の健康狀態よりも著しく良好であることを知る。隨つて生命保險會社は最初の一年は、其被保險者の死亡數を總平均の死亡數よりも少ないものと考へることが出来る。然し初年度の終りに於て新たなる診査を行ふ場合を考へるならば、被保險者中の或者の健康の低下せるために、新たなる排斥(Extermination)を爲すべき充分なる理由を發見するであらう。況や其後の年度に於ては同一結果を得ることは勿論である。然し、保險者は、被保險者(保險契約者)の契約上の利益を奪ふ所の此種の排斥手段を採用することは嚴に禁じて居る。

次に別の意味の除外が被保險者(保險契約者)自身の行爲即ち優良な契約を他に移すことに依つて行はれ得る。保險者は之に對し解約賠償金の手段に依つて妨害を爲すことが出来る。然し多くの立法例は、生命保險に關しては解約賠償金の考へに對して好意を示して居ない。例へば一九三〇年の佛蘭西陸上保險法第七七條は保險證券の買戻は被保

險者（保險契約者）の權利なりと規定して居る。のみならず、各會社は、競争のため、證券中に解約價額を明示して居る場合が多い。

更に契約の形式如何も亦此點に就いて一役を分擔して居る。被保險者のために提供された各種の契約形式に對して、被保險者の實行する選擇如何に依つて、危険の中に多くの差異のあることを知る。例へば、終身年金を希望するが如き生存保險の被保險者の死亡率は、死亡保險に於ける被保險者の夫とは著しい相違がある。又保險者が「混合（Mixed）」の名を以て呼ぶ契約を選ぶ所の被保險者も亦優良の部類に屬する者である。而して此處に所謂「混合」なる契約形式は期限を定めずして死亡の危険を擔保すると同時に、一定年限後の生存の場合にも保險金額の支拂を約するものである。

斯くの如くして、被保險者（保險契約者）の選擇なるものは保險者の選擇とは全く相反することとなり、其効果は生存保險に於て特に鋭敏である。即ち生存の場合の保險契約形式は單純な又は複雑な年金にして、之を購はんと欲する者は何れも長生すべき期待を有する者なるにも拘はらず、之に對しては身體診査なる補正的作用がないからである。

斯くの如き事情の下に於ては、保險者は勢ひ「年齢の修正（Correction des âges）」と云ふ特別の手段に依る外はない。即ち一定年齢の申込者の總てを、料率表の見地からは、漸次老年者の増加する一集團の中の、より若い者と看做さんとするものである。

然しながら、年齢の修正は、逆に、身體診査の結果好ましからぬものと決定された申込人の死亡保險契約に對しても適用され得る。此場合には、是等の危険を判然拒絕する代りに、彼等を、より高齢者と看做し、之に對して正常の

料率よりも、より高率の保険料を指定せんとするものである。

右と全然同一の考の下に、異常な危険に對する保険に於ては、特別な手段が採用される。猶豫期間 (Délai de carens) の名に於て若干延長された試験期間 (Période d'épreuve) を指定するのは其一例である。此場合には當該期間中の被保險者の死亡に對しては何等の支拂も認められないか、若くは著しく削減せる金額の支拂のみを認めるのである。Black 氏は既に一八六一年に於て、異常な危険に對する覺書中に、年々増保険料を徵收すること、又は結局同一に歸するが、眞の年齢に對して附加を爲すことは、被保險者にとつて、保險の費用を相當に増加するものであると指摘して、是等の手段に代ふるに、被保險者が一定の支拂期以前に死亡したるときに限り、保險會社に於て定めた増保険料として、一度に一定額を保險金額中より控除する方法を以てせんことを提唱して居る。

尙身體診査とは異なるが、然も身體診査の効果は當初の數年にのみ係り、且其間に限られるものと考へるときは結局身體診査と同一の結果を目的とする一手段がある。此手段の適用される例は、生命保險の特殊部門たる所謂簡易保險 (Populaires) の如く、限られた金額に於て契約され且身體診査を要しない保險に於て利用される所の猶豫期間が即ち是である。猶豫期間の意味に就ては既に之を述べた。通常の生命保險に於ては身體診査の結果異常と認められた危険に對して之を適用するものであるが、簡易保險の如きに於ては申込まれた危険が完全に正常なる場合にも尙且身體診査に代ふる方法として、此猶豫期間の制度を必要とするものである。

三 被保險者の告知

保險證券の規定に依り、保險契約締結の際若くは保險期間中に、被保險者に對し、一定事項の告知義務を課するのは、保險者をして危險の選擇を爲さしめることを目的とするものである。即ち被保險者は先づ危險評價の要素を悉く保險者に提出しなければならぬ。是こそ告知の目的である。而して實際には、告知の方法として二つの形式が採用される。被保險者に對し答を要求する「質問書」の形式と、被保險者の義務ではあるが、然も其の自由な自供に依つて、保險者をして危險を評價せしめることを目的とする本來の「告知」とが即ち是である。

質問の形式は一見最も實際的にして、最も理論的の如く見え、且誤解の大部分を除き得る如き性質を有する。然し此手續は外見の如く利益のあるものではない。告知者をして極めて嚴格な形式の中に閉ぢ込めるため善意の中に誤解を起さしめる虞がある。又與へられた質問は總てが簡單明瞭たり得るものではない。其中の若干は誤つて解釋され、隨つて告知者の腦裏に醸された錯誤のために自然に契約の失效を招くことがある。

之に反し偽らざる自供に依る告知は、時に漠然たることもあるも、被保險者をして彼が知る限りの危險を正確に述べしめ得る。何となれば其處には最早嚴格な形式がないからである。而して被保險者は其告知の中に惡意を示さない限り、彼に對して適用されることあるべき失權又は無効の如き法律的制裁から免れることが出来る。

生命保險の場合を除き、被保險者は別に保險期間中に發生せる危險の變更を保險者に知らしめる義務がある。契約期間内の危險の増加は保險者に對し、より高率な保險料を要求することを認め、若し此新たなる高率の保險料に就き意見の一致を見ないときは、之に對し採り得る唯一の解決手段は保險證券の解約である。

四 選擇と競争

新たに保險會社が設立されるときは、通常有力な競争者と對峙するものである。有力な競争者とは、より多く社會を知り、且長年の活動と多くの準備金の蓄積の結果である所の各種の擔保を提供し得る會社にして、斯くの如き會社に對する加入申込は極めて多數にして、隨つて會社は自由に選擇を爲すことが出来る。

然るに新會社にとつては次の二者の一を遊ぶより外はない。即ち古い有力な會社よりも著しく良い條件を公衆に提供するか——然し此場合には會社は損失を知つて賣る、即ち畢竟一個の商品である「安心」(Security)を其原價以下にて提供すべき誘惑に陥らないやう留意しなければならぬ。——然らざれば通例行はれる所の條件と保險料を保持して而も其事務所の中へは、他の會社で拒絶された疑はしい危険若くは必ず發生すべしと豫知される如き危険の蝟集するのを甘受しなければならぬ。即ち二者は何れも保險者にとつて苦痛とする所たるは勿論である。

新會社にとつて斯くの如き困難の存在することは事實ではあるが、然も新會社の出現は絶對的に拒否すべき性質のものではない。他の種類の營業に於けると同様、自由競争に依つて、公衆に對して、不斷に、最大の便宜を與へるとは保險事業に於ても不可缺の調整機 (Regulators) たる役割を演ずるからである。茲には單に創立後間のない會社が其契約を急激に増大する目的を以て極めて簡單な危險選擇方法を採る場合には、疑はしい危険に對して特別の注意を拂はねばならぬことを指摘するに止める。

證券を多く發行するか、優良な危險に限るかの二個の相反する期待を前にして何れを選ぶべきかは蓋し重大問題で

ある。然し一般には申込受付の際の選擇に對して、より小なる意義を與へるもの如くである。蓋し保險者は實際の經驗に基いて、より確實と見ゆる修正手段を施すことに依つて其契約を淨化すれば足ると考へるからであらう。

經過中の危險の數即ち契約件數の問題は選擇の問題と分離することの出来ない點に注意を要する。即ち「多少とも不動性を有する蓋然率を得る爲に必要な取引數の最少限は選擇問題に限度を設けるものである (Le minimum d'affaires nécessaire pour obtenir une probabilité à peu près stable impose une limite à la sélection.)」と言ふことが出来る。更に又、選擇は申込まれたる取引の數に比例するものであるともいひ得る。

次に保險契約の件數隨つて保險料収入を急激に増大せしめる傾向を有するために、保險者にとつて、一見有利に見える申込に對しては、保險者は、之を引受ける場合、其既に引受けた契約の性質と其組織に對して與ふる影響に關して、熱心なる吟味を必要とする。シンジケート等の形式を以て集團的な危險が申込まれる場合が即ち其一例である。詳言すれば勞働災害等に對する保險の條件を最も低廉ならしめる目的を以て企業者又は工場經營者のシンジケートが保險者との間に商議するが如き場合である。是等の場合は、危險選擇の見地からは、通常の生産費を要せずして多數の被保險者を一度に加盟せしめるための若干の利益は認め得るとしても、之に對しては、個々に吟味されるならば拒絶されるやも知れぬ如き疑はしい危險が、集團的な許可のために、比較的多くの割合を以て、其會社の契約中に潛入する虞のある點を注意しなければならぬ。

五 經驗的 選擇

特に災害に對する保險即ち損害保險に就いて視るに、保險者の考へ及ばない各種の外部的要素の介入に伴ふ困難と不安定とに直面する事實を認めることが出来る。即ち保險者は事故の原因が純然たる個人的且個別的な要素と微妙な連繋に在る場合之を見分けることは極めて困難である。更に是等の要素を豫め吟味し得るやう申告せしめること又は現實に其吟味を行ふことは一層困難である。

隨つて此場合の選擇は全然經驗的たらざるを得ない。即ち先づ第一に申込人の背部 (Dossier)、若くは他の言葉を以てすれば、過去に存在する事實を考慮に入れなければならぬ。例へば民法に據る責任の擔保を要求する自動車運轉手に就いては、嘗て事故を惹起せしことなきや、勞働傷害を付保せんとする營業所に就いては其職業上の經歷如何を問ふといふが如きである。更に保證保險 (Assurance-cautionnement) 又は信用保險 (Assurance des crédits) の如く危險が若干心理的要素を含む場合には此點一層の注意を要する。

然しながら是等の吟味は常に萬全とは言はれない。隨つて先天的な選擇の際の避け難い誤謬は後天的な選擇に依つて匡正されなければならぬ。保險期間經過中の危險を淨化すること例へば保險期間開始後に於て特に好ましからぬことの判明せる危險を除去するのは即ち此後天的な選擇に當るものである。保險約款は勿論若干の保險立法に於て「事故發生後の解約」を認めた理由は茲に在る。

六 間 接 的 選 擇

殆ど總ての危險の中にも被保險者にとつて人的な要素或は更に科學的な語を用ふるならば「主觀的要素 (Un element

subject)の存在を認めることが出来る。而して此主觀的要素の中には、選擇の際の濾過作用から免れるものが少なくない。故に此要素は別の手續特に義務的な不足保險 (Decouvert obligatoire) に依つて間接に捕へることを要する。義務的不足保險とは危險の一部を被保險者の負擔に委し、被保險者は其部分の危險を他の保險者をして擔保せしめない義務を負ふことを意味する。斯くして危險不發生の場合に被保險者自身をも利益せしめんとするものである。

或種の保險例へば信用保險の如く典型的な心理的危險を目的とする保險に於ては此種の豫防手段は殆ど不可缺の如く視られる。蓋し被保險者即ち商人は偶發的な損失に付、保險者に依つて償還されることの確實な場合には、其買手に對して長期の信用又は一層危險の大なる信用を提供する傾向があるからである。隨つて斯の如き場合には眞に不充分なる保險料を以て、當事者の一方に利益に對する一切の機會を與へ、他の一方には損失に對する一切の機會を與ふる如き不快極まる不公平を生ずる。此不公平を差押へる手段こそは義務的不足保險である。

斯くの如くして、信用保險並に家畜死亡保險——家畜に對して與へられる手當而も保險者が之を監督することの極めて困難な手當が其危險に於て重要な役割を持つ保險——に於ては殆ど普遍的に此義務的不足保險の手段が利用されて居るのを見る。

然しながら此手段の利用にも若干の困難が附隨するものにして、隨つて其利用にも限度がある。例へば比例的な不足保險は、被保險者の計算に於て、堪へ難い負擔となる場合がある。又一定金額を以て定めた不足保險は時として其目的とする制動装置 (Fralnge) の實施に對して極めて微力となり、他方に於ては損害高に比較して甚だ高額となる場合があるであらう。更に考慮すべきことは、被害第三者又は傷害を受けた者等の賠償債權者は其債權額全部に對し

保險會社より支拂はるる機會の存在することに就き最大の關心を有するものにして、第三者保護の見地からは、主觀的要素を多分に含む責任保險の如きに於ても、此義務的不足保險の制度は排斥されなければならぬ。

尙時として契約の基礎を爲す最少責任額 (Franchising) と右に述べた義務的不足保險とを混同してはならない。前者即ち最少責任額は、保險者が契約の條件に基いて損失中一定額を超越る部分しか負擔しない契約である。吾々は此手段に依つて、習慣的損失と考へられ、然も之が集積せる結果は大なる金額となる點に於て保險者にとつて見逃すことの出来ない小損害 (Petits sinistres) を剪除し、著しく危険を改善することが出来る。

七 豫 防

危険の選擇に關し上述せる所に依り、保險者の任務とする所は彼に申込まれた一切の取引に對し、單純に、豫定の料率表を適用するが如き自動性又は機械性を排斥するに在ることは充分に察知することが出来る。他方に於て「取引の性質は平均の中に存在する。(Le qualité des affaires demeure dans la moyenne)」ものにして、取引量の充分に存在することは、取引の性質以上と言はなくとも、夫と同等の重要性を有するものとなり、之を前提とするときは危険の選擇は極めて速かに其限界に達すべきことも亦既に述べし所である。

斯の如く危険の選擇は限られた效果しか持たないとすれば、我々は常に若干の不良危険を引受くべく餘儀なくされる。故に現在又は將來の被保險者に依つて豫防手段 (Procédés de prévention) が採用されるやう保險者より之に便宜を與へ又は之を勸奨する等危険改善のために積極的行動を採ることは保險者自身にとつて多くの利益を齎らすもの

である。之を例へば、或は保険料を著しく減額することに依つて被保険者をして單獨に豫防装置を設くるやう慫慂し、或は有效なる豫防方法に就いて宣傳を爲す等は何れも此目的に出づるものにして、此種の運動は各國の會社に依つて廣く實行されんとして居る。

各種の物保險に於ける豫防手段なるものは概して機械的乃至物理的發見を意味する。例へば、霜害保險に於ける霜害豫知手段、火災保險に於ける防火設備、盜難保險に於ける盜難豫防設備、海上保險に於ける帝國海事協會、Lloyd's, Bureau Veritas の役割等が是である。生命保險に於ても亦豫防手段の存在を認め得るも、此場合は結局被保險者個人の心的傾向の問題にして、例へば佛蘭西に於ては、醫師に依頼する被保險者の少ないのに反し、米國では之に依頼する被保險者が多く、隨つて豫防の効果が大きいである。勞働傷害保險に於ける豫防技術は可なり完全の域に達して居るが、然し技術よりも遙かに上位に在るものは心理的障得である。過失、無頓着、不精、傍若無人の言動等が是にして此の障得を除去することが豫防事業の第一要諦である。交通傷害の危険に關しては、豫防事業は、特に一層嚴重であり且理解し易い規定を設けて之に従はしめるのが第一である。

要するに豫防事業は被保險者及び保險者の兩當事者は勿論、若干の禁止規定を必要とする場合には、國家も亦之に協力することを要する。

(三) 危險の制限

一 危険制限手段としての保険金額

危険なる語を保險事故若しくは保險事故發生の可能性と解するときは、危険制限の問題は保險事故發生の場所、時期、原因、損害の種類等によつて論議することが出来る。然し是等の制限は保險技術の上からは寧ろ危険の分類若しくは危険の定型化の問題に屬する。茲に所謂「危険の制限 (Limitation des risques)」の場合の「危険」は保險者の責任を謂ふものにして、危険の制限即ち保險者責任の制限は、とりも直さず賠償金額の限定の問題である。此意味に於ける危険制限に入るべきものに 前章に述べた義務的不足保險、共同保險並に保險金額に依る制限とがある。共同保險の形式は、Manes 氏が第一次的制限 (Erstere Begrenzung) と稱して第二次的制限 (Sekundäre Begrenzung) たる再保險と對立せしめるものにして、義務的不足保險と共に、單に危険の部分的制限にしか過ぎないが、保險金額に依る制限は危険の最大限度を局限すべき特殊な地位を有するものである。換言すれば、保險者は保險金額の限度を超えて義務を負ふことのないのは保險一般に通ずる規定である。

蓋然率の計算は保險料の割合——通例百分率を以て示さる——を決定し、保險金額は保險料の數額を決定することは一般の知る所である。而して各種の危険制限手段中、保險金額以外のものは何れも單に保險料の割合に對して影響を興ふるものなるも、獨り、保險金額のみは保險料の數額即ち金額を決定する點に於て特殊の地位に在る。本章に於ては専ら此保險金額の決定を中心として危険制限の問題を考察せんとするものである。

前述の如く保險金額は保險者の責任に限度を設くるものにして、保險者は被保險者との協商に依つて定めた保險金

額以上に支拂を爲すべき義務はない。然し特殊の場合には此金額よりも少ない支拂を爲し得るであらうか。此問題に就いては一方に於て物保險並に責任保險と、他方に於て人保險との間に區別を設けて考察しなければならぬ。

二 物保險に於ける填補限度

物即ち決定された目的物に關し保險契約が存在するときは、保險者は保險金額の限度に於て、被保險者に依り證明された眞實の損害高に對してのみ義務を負ふことは一般の承認する所である。「物保險は賠償の契約である (L'assurance des choses est un contrat d'indemnité.)」と謂ふ語は古典的な格言ではあるが、現代の保險立法に於ても依然として採用されて居る。而して射倖事業 (Opération aléatoire) とは性質を異にする「保險」に於ては、契約に於て豫定された事故の結果賠償を請求する被保險者は、破壊された物の保存に關する彼の利益を證明しなければならぬ。其證明は彼の所有權其他一切の權利 (例へば抵當權者は彼が擔保にとつた不動産を付保することが出来る) の結果生ずるものである。

次に賠償なる語の解釋に就いては二個の方法が存在する。其一方に依れば、損害事故の直前に立歸つて損害を計算するものにして、他の方法に依れば、災害を度外視して評價を行ふものである。若し前者を採用するならば、専ら擔保されし物の現實の價額即ち災害當時に於ける價額を考慮しなければならぬ。然し我々は後者の理論に依つて、目的物の將來の價額即ち將來產出せらるべき果實又は將來收得せらるべき利益を加へた現實の價額を考へることが出来る。

災害當時の目的物の現價は他の用語即ち代替價額 (Valeur de remplacement) を以て表現され得る。此價額は被保

險者を災害直前に於ける彼の地位に置くことを意味するものである。故に商品の代替價額は、原則として同種の商品に對する卸賣値段に一致すべきものにして、未だ實現されない小賣値段を以てすべきではない。同様に建物の代替價額は其建築費に一致すべく、賣物としての價額に一致すべきでない。而して此點に關しては尙別の理由が存在する。即ち賣物としての價額は其幾分を土地の價額又は建物の用途等保險者に於て意を用ふる要なき事項に依つて決定されるといふ點である。故に建物の保險に於ては、其賠償金は、之と必然的に同一基礎に依つて計算さるべき保険料と共に、建設價額を基として計算されなければならぬ。

次に物質的な目的物の現價の計算に於ては、原則として、一定の朽廢係數(Coefficient de vétusté)即ち當該目的物の磨損に因る累加的な變質を控除することを承認しなければならぬ。即ち保險者は賠償金の計算から控除するために此朽廢に因る價値の減少を考慮に入れなければならぬ。之と關聯して、被保險者は、適切に考慮するときは、保險者に對して、保險金額の減額と、其結果としての支拂保險料の減額とを請求すべき權利を有するに至る。

或機械に對し約二十箇年の使用期間を割宛て得ると假定せよ。災害當日迄に其機械が十二年間使用されしものとすれば、其災害の發生しない場合にも該機械は最早八箇年しか使用し得ない。故に其眞の價額は新品の價額に比して、二〇對八の割合となる。之は最初の價額の四〇%を示し、新品の價額の六〇%を償却せるものと考へ得る。

凡ゆる物質的目的物の評價に適用さるべき此新舊差額控除(Déduction du neuf au vieux)の外に、尙評價に影響を與へるものとして考慮すべきものが若干ある。例へば流行の機械に比して生産能率の著しく劣れる時代後れの工業用機械を想像するときは、其價額の評定に際し、生産能率の劣れる事實を考慮に入れなければならぬ。蓋し保險會社

は證明されし損害に對する賠償金を限つて支拂ふ義務を負ふからである。換言すれば、保險會社は被保險者をして其に在りし日と同一の状態に置くことを要するからである。隨つて若し保險會社が破壊せる目的物を現品を以て代替せんとすれば、保險會社は其權利として、被保險者に對し流行後れとなりしものと同一の機械を提供すべきである。蓋し凡ゆる場合に、生産能率の點に於て同一條件に復歸せしめることを要するからである。此點よりして朽廢に因る減價とは獨立して、生産能率の不足といふ事實に歸すべき新たな減價の生ずることを認めなければならぬ。之は機械器具の價額は實際得らるべき有效なる結果に比例するとの考に由るものである。

斯くして、理論的には、當該機具が最早有效なる作用を爲さない場合、換言すれば當該工場に於て生産されし製品の原價と、より完全な機械の競争に依り決定される該製品の賣價（市價）との間に差額が皆無なるか又はマイナスであるときは、其機器の價額は全然又は殆ど全部的に喪失せるものと言ひ得る。此理論的假定の下に於ては、當該機器の價額は——古鐵に準ずる價額は別として——絶對的に零と言ふべきである。

然しながら、一般には付保されし目的物が一定の生産能率を有する限り、其破壊は總て其所有者をして、より高價なる品を以て之に代替せしめることとなる。是こそ保險契約に於て豫期されし事故の直接の結果にして、且多くの保險會社が「減價の保險 (Assurance de dépréciation)」なる證券を發行する所以である。而して此證券の目的とする所は、被保險者に對し破損せる建物又は器具を新たな建物又は器具を以て代替するために必要な金額を補償せんとするに在る。

此種の保險形態は理論の見地からは非難を受けることはない。其動機とする所は、被保險者を災害前と同一の地位

に置くのみならず、更に若し事故の發生なかりせば被保險者の有すべかりし地位に彼を置くことを目的とする理論に在つて、我々の贊成し得る所である。朽廢に關する係數を適用することに依り、被保險者に對し、單に減額されし金額を限つて支拂ふことは、事實上被保險者をして新たなる建物又は新たなる器具の獲得を不可能ならしめるものである。「朽廢の保險 (Assurance-véusté)」又は廣義の「代替價格保險 (Assurance de la valeur de remplacement)」は災害の直接の結果たる是等の未必事故に對し備へることを目的とするものである。

二 希望利益保險

希望利益保險 (Assurance du bénéfice espéré) に就いては嘗て多くの議論が行はれたが、海上保險に對しては今日の立法例に於て之を承認して居る。

一八八五年改正の佛蘭西商法第三四四條の立法理由解説書に據れば、此保險の認めらるべき利益の性質と限度とが次の如く確認されて居る。「海上保險は、夫が船上に現存する商品の運賃即ち海の事故がなければ完全に價額を加ふべき利益に對して適用されるとも、或は商品の希望利益 (Profit espéré) 即ち商品を目的地迄輸送することに依り商品に對して齎らされる價額の増加に對して適用されるとも、何れも賞揚すべき豫想に動機を有するものにして、有用な契約である。」故に立法者は其保險の中に「海上の事故 (Accidens de mer)」のみならず、「海上の出來事 (Evénements de mer)」例へば航海の遅延 (Retards dans la traversée) 等を含めしめることに就き何等の不都合をも認めなかつた。而して航海の遅延の如き出來事は、商業市場の變動の結果、當然に目的地に於ける價額を變更せしむべき性質

のものである。

陸上保険に於て希望利益保険を明文を以て認めた立法は瑞西保険契約法を以て最初のものとする。

Rollé 博士は彼が一八九五年に初めて發表せる「瑞西法に對する私案」に於て「保險が工業的若くは商業的利益に關して契約されるときは、損害の決定は被保險者が危険の不發生の場合に有すべき價額の上に基礎を置く」と規定して居た。之に對し、一九〇八年の瑞西保險法第六二條は「代償價額 (Ersatzwert) は被保險利益が災害の發生當時に有すべき價額に依り計算せらるべきものとす」との原則を定め、之に續く二箇條を以て各種の保險に對して標準となるべき細則を設けて居る。即ち瑞西保險契約法第六三條は火災保險の場合の代償價額を次の如く定めた。

一、商品及び原始生産品は時價

二、建築物に關しては、建設費の地方的價額より、建設後に發生せる建築上の減價を控除すべく、若し當該建築物が再建されざるときは代償價額は賣却價額を越ゆることを得ず。

三、動産、日用品、勞働用器具、機械に關しては、新品の獲得に必要な金額。但し被保險物件が使用其他の理由に因り、之より小なる價額を有するときは、代償價額の計算に對し其事實を適當に考慮することを要す。

同じく第六四條に據れば

「商品運送保險の場合には、目的地に於ける商品の價額を以て制規となす」

「家畜の保險に於ては、動物の罹病又は事故の時に於ける動物の價額を以て標準とす」

「將來の利益の保險されし場合には、損害は其企業の成功に依り得らるべき利益に基いて計算することを要す」

「將來の收穫の保險されし場合には、損害の計算は、事故の發生せざる場合に得らるべき收穫に基礎を置く」

「事故の結果免れし費用は之を代償價額より控除すべし」

更に第六五條に據れば次の如き補足的規定がある。

「當事者が特約に依り保險價額を定めたるときは、保險者が本法第六二、六三、六四及び第六五條の規定に據り計算せる代償價額が保險價額より小なることを證明するに非れば協定價額は代償價額と看做さる」

「將來の收益又は利益を火災危險に對して付保せる如き契約は之を無効とす」

是に依つて觀るに瑞西聯邦の保險契約法は、我々が上述せる所の一般的原则を採用して、結局保險契約者に對して二個の主義——即ち事故の直前に於て評價する主義か、或は反對に被保險者をして事故の發生せざりし場合に有すべかりし地位に置かんとする（即ち收益又は將來の利益に對する保險の場合）主義——の中、一を選択せしめて居ることを知り得る。而して火災保險に對してのみ收益又は將來の利益に對する特約を認めないのは、此特約が適確な材料の上に設けられないため、結局極めて氣儘な協議に依る價額を目的とするからである。

然しながら最近の立法例中には火災保險に對する此原則を採用しないものがある。例へば一九三〇年佛蘭西陸上保險法第三二條は「物の保存に付き利益を有する者は其物を付保することを得。直接たると間接たるとを問はず、危險の不發生に依る一切の利益は之を保險の目的と爲すことを得」と規定せるが如きが是である。のみならず、實際界に於ては、久しい以前から希望利益に關する各種の陸上保險が廣く行はれて居る。例へば火災保險に附帶して行はれる家賃喪失保險又は營業資産の休業損失に對する保險等が是である。更に電害に對する保險も亦希望利益保險の一種に

外ならない。蓋し將來の收穫物の價額は事故發生の際屢々零となるからである。

右の外希望利益保險の正當性を認むべき根據として、參照すべきは、裁判所が損害の回復に就いて認める賠償金は單に證明されし損失のみならず得べかりし利益をも含めて居る點である。保險契約に基いて請求せられる賠償金に關しても別個の理由を認むべきでない。

希望利益を含む保險は、夫が延賣 (Vente à terme) に關する限り、其賠償金の決定は容易である。然し希望利益保險は屢々射倖的性質 (Caractère fortuitaire) を帯びることがある。「保險は被保險者にとつて致富の源泉たることを得ず (L'assurance ne peut être pour l'assuré une cause d'enrichissement.)」といふ諺を前提とするときは、希望利益保險の賠償金決定も任意のものであつてはならない。適確なる材料例へば前數年の平均等の如きものを基礎に置かなければならぬ。蓋し問題は、希望利益に依つて投機を爲すのではなく、有效なる然も實在の損害を回復することに在るからである。

然しながら特殊な場合には此保險が射倖的性質を有することがある。夫は協定價額即ち豫め兩當事者の特約に依つて保險金額を約定し、其結果最早之に關して議論を許さない場合が是である。此方法は一定の鑑賞價額例へば藝術品の價額等に對して利用される。然し此協定價額を利用する場合に於ても、保險は本質上賠償の契約であると謂ふ原則に對して何等の矛盾も見ない。事實協定價額の上に合意を見ると云ふことは、他の保險に於ても災害の發生後に屢々行はれる所であるが、理論の見地からは、此合意が災害の前に行はれるか、後に行はれるかは重要な問題ではない。

三 超過保險と不足保險

保險金額は、通例保險契約の申込人の申告に依り決定される。此手續の結果——所謂協定價額の場合を除き——危險に曝される目的物の眞の價額は保險金額に比して或は高く或は低くなる。

保險の目的の眞の價額が保險金額より低きときは、所謂超過保險 (Surassurancé) が存在し、保險者は其餘分に受領せる保險料を返還すべき義務を持たない。被保險物件を正確に評價することは證券署名人の義務である。被保險者は、別に彼自身必要な證據を提供すべき義務を負擔して、被保險價額の減額を請求することが出来る。何となれば契約の取消は假令一部分にても、彼獨りの考を以て處理し得るからである。

超過保險が被保險者の惡意に依り契約される場合と、善意に依り契約される場合との間に取扱を異にする立法例は少なくない。例へば惡意で爲されたる超過保險に於ては被保險者に對して何等の權利をも認めず、善意にて爲されたる場合に限りて、保險者をして、危險に曝される目的物の價額の限度に於て賠償せしめるが如きである。之に對し超過保險に關する被保險者の善意惡意を問はず、單に危險に曝される目的物の眞の價額の限度に於て被保險者の權利を認める例もある。何れの場合に於ても「保險は被保險者にとつて致富の源泉たるを得ず」といふ原則を出發點として超過保險の效力を制限せんとするものである。

次に此超過保險とは反對の場合も亦起り得る。即ち目的物の眞の價額が保險金額よりも大なる場合である。此場合には所謂保險の不足若くは不足保險 (Insuffisance d'assurance ou sous-assurance) が存在する。此不足分に就いては

世上所謂「比例擔保規定 (Règle proportionnelle)」なるもの適用を見るに至る。

四 比例擔保規定

所謂比例擔保規定には次の如く二形式がある。「保險が目的物の價額の一部を限つて擔保するときは、特約なき限り、其超過部分に對しては被保險者自身自家保險者として止まり、隨つて損害の比例的な一部を負擔するものと看做す。」(佛蘭西陸上保佛蘭西陸上保險法第三一條)は其一にして、「保險價額の一部を保險に付したる場合に於ては、保險者の負擔は保險金額の保險價額に對する割合に依りて之を定む」(商法第四商法第四二八條)は其二である。而して外國の立法例は大體前者即ち「特約のないこと」を條件として居る。

斯くして比例擔保の規定は諸外國に於ては事實上契約の問題である。隨つて被保險物の全價額に達しない保險に於ても當然契約に定められたる金額の限度に於て支拂はるべきものと契約することが出来る。通例此場合を第一危險に對する保險 (Assurance au premier risque)——若しくは火災保險の場合には第一火災に對する (au premier feu) 保險——と呼ぶ。然し、英國を除き、殆ど總ての國に於て保險は總價額の比例に於て契約されるのみならず、英國に於ても近時は比例擔保條項即ち Average clause が各種の陸上保險に多く用ひられて居る。

比例擔保の規定を一例に依つて確めるために、四十萬法の價額を有する家屋が三十萬法の金額に對してのみ保險されしものと想像せよ。若し全損の發生するときは何等の困難をも見ない。即ち保險者は保險金額の限度に於て即ち三十萬法を支拂ふであらう。隨つて被保險者は自身に「保險の不足」に相當する所の四分の一の損失を負擔すべく、斯

くして損害の分擔は自動的に行はれる。之に反し、部分的な損害事故例へば二十萬法といふが如き事故の發生するときは、此例に於ては二十萬法の殘存物は保險者並に被保險者の間に夫々損失の割合に應じて分割さるべきものにして、即ち保險會社は其十五萬法の分配を受くることとなる。而して此金額は彼の總責任額三〇萬法中より控除さるべきものである。

斯くして比例擔保の規定は「殘存物の比例的分割」の規定を以て代替さるべきことを知る。此規定は元來共同保險の規定に基礎を有するものにして、被保險者は彼に對して殘された部分即ち「保險の不足額」に對し共同保險者と看做さる。

被保險者の最初に申込んだ保險者に依つて、單に危險に曝される價額の一部しか擔保されない場合には、其超過部分を他の一人又は數人の保險者に對し申込を爲すことは被保險者にとつて許さるべきことである。而して此場合後者の保險者は最初の保險者との間に一種の關聯即ち共同保險又は重複保險 (Cassurance ou assurance cumulative) 關係に在るのを見る。若し一部分的又は全部的損害事故の發生するときは各保險者は、或は危險に對する各自の負擔率に比例して、或は彼に依つて擔保された金額に比例して、被保險物の全價額に對する割合に於て支拂を爲すこととなるであらう。

今茲に、處分し得る危險部分を一人又は數人の他の保險者をして擔保せしめる代りに、被保險者自身其部分を自己の計算に於て保持する——夫は被保險者にとつて權利である——場合を考へよ。事故發生の場合には此假定に於ても亦第一の場合と同様各人の比例に於て實行される。若し然うでないならば、被保險者は其處分し得る危險の一部を他

の共同保險者に秘することに依つて、又は彼自身の計算に於て保持することに依つて、任意に第一保險者の責任を變更し得るに至るであらう。

勿論第一保險者は、其保險金額迄第一危險を擔保する如く契約することを得る。此場合には、他の保險者は、其結果、若しあれば第二、第三又は第四の危險に對して責を負ふのである。此方法に對しては何等異論はないが、然し此點に就いては一定の方式に據る約定の存在することを必要とする。何となれば、多くの保險者に依つて要求される保險料は同一ではないからである。即ち是等が相次的に (Successivement) 契約されるときは保險料は遞減すべき性質を有し、同時に (Simultanément) 契約されるときは同一料率の保險料が行はれるからである。

比例擔保の規定が慣習の規定であり、反對の特約なき場合にのみ適用される限り、此規定を廢止することは、同時に共同保險並に重複保險の慣習をも廢止することとなるであらう。蓋し是等の總ては一體を成すからである。實際に於て、不足保險が計畫的でない場合即ち保險價額の不足が評價の過誤に基因する場合には比例擔保規定の適用は被保險者にとつて過酷である。隨つて、從來、比例擔保に反對して繰返された議論は何れも計畫的でない不足保險に對するものであつた。然し如何にして計畫的な不足保險 (Sous-assurance intentionnelle) と計畫的でない不足保險との間に差別的待遇を興へるかゞ問題である。我々の考へ得る實例としては、付保險商品の相場の變動等の場合に比例擔保規定の適用を緩和することが出来る。保險證券面に此目的を有する約款を含んで居る場合がある。

次に今一つ別の意味の比例規定がある。夫は保險金額の不足に基くものではなく、適用される保險料率の不足に由來するものである。例へば佛蘭西陸上保險法第二二條第三項に「惡意の證明されざる被保險者の告知の脱漏又は不精

確が事故の後に至つて始めて發見されるときは、保險者の賠償金は、當該危險が完全に且正確に現はれたるときに、支拂はれたる保險料率の支拂ふべかりし保險料率に對する割合に於て減額される。」と規定せるのが是である。

周知の如く、價額の決定され得る目的物に適用される保險の場合の外は、比例擔保規定の作用することはない。故に比例規定は民法上の責任を擔保する保險に對しても、又、人保險に對しても適用を見ない。

民事上の責任には限度の存しないため、被保險者は不確定な責任を理由として其必要とする金額を補償せしめ得る。然し此金額を以て、決定することの出来ない總額の一部と看做すことは出来ない。故に此種の責任保險に關しては超過保險又は不足保險の存在を云々することは出来ぬ。此兩語は制限的な數字に對してのみ意義を有するものにして、制限の存しない此種の危險に對しては全然無意義である。民事責任の危險が、通例共同保險者の間に分割されないのは此處に理由が在る。若し多くの保險者が同一危險に關係するときは、特約なき限り彼等は相次いで第二、第三又は第四の危險を負擔することとなる。何となれば二人の共同保險者が、此場合、契約に定めた割合に於て一定額例へば五十萬法に付、民法上の責任を擔保することを得るとしても、一定の總價額に基礎を置かない此分割は、明示の特約なき限り、發生し得ないからである。即ち此場合の危險の分割は契約に依る外はない。

此點人保險に就いても同様である。人保險の保險價額にも亦制限なきため、之に對しては超過保險又は不足保險ありと云ふことは出来ない。故に此場合の規定は物保險の規定とは全然異なり、相次的保險 (Assurances successives) の原則が常規にして、危險の分割を定めるのは例外の場合である。

所謂「第一危險」の保險は、或程度に於て、比例擔保の規定の適用を廢止することを目的とするものである。保險

會社は證券に指定せる金額迄の保障を爲すものにして、事故發生の場合、保險會社は單に其金額迄の支拂を爲し、會社の責任は此數字の限度を越ゆることはない。

此保險に於ては、通例、被保險者は其實在 (Existence) 即ち被保險物件を總括して代表する所の金額及び保險せられたる部分を告知することを要する旨約定されて居る。而して此總額の増加又は減少の場合には、此金額の一部をなす保險金額も亦同様に變化を受ける。例へば工業用建物に就き五千萬法の總價額を有するものの中、二千五百萬法が第一火災に對し付保されしものと假定する。若し總價額が六千萬法に達するときは第一火災に對する保險金額は比例的な増加を受けなければならぬ。又反對の場合には同様に比例的な減額が行はれなければならぬ。隨つて若し保険料の増加を發生せしめる所の、此申告がなければ、被保險者は、事故發生の場合、保險者の收納せる保険料と前述の申告に應じて收納せらるべき保険料との間の割合に於て賠償金を得るに過ぎない。斯の如く第一火災の保險は常に比例擔保規定の適用を完全に拒むものではない。被保險者が全體としての「實在」に付き申告すべき義務を負はない場合にも亦同様である。

六 求償權と保險金額

物保險者の任務たる保険料決定のために保險者に於て考慮に入るべきものにして、然も保険料率に對して著しい影響を有する一要素がある。求償權 (Recours) が即ち是にして、被保險者に代位せるものとして、且被保險者に支拂ひたる賠償金の限度に於て、保險者が損害の惹起者に對して實行すべき權利である。

多くの保險立法に於て認められた求償權の正當性に就いては固より議論の餘地はない。損害の惹起者が其責任から免れるとすれば、彼は自身に何等の關係なき然も一錢の保險料も支拂はない所の保險の便益を享有することとなる。然るに被保險者に於ては、辨償を受けた限度に於て、最早損害の惹起者に對して、其賠償を請求することを得ない。蓋し被保險者にとつては損害は既に回復され且存在しないものと考へられるからである。

保險者に依つて實行される此求償權は一方に於て、被保險者の全部を利益せしめるものである。何となれば、決定的な損失の平均に基いて作成された保險料率を引下げる傾向を有するからである。各被保險者が減額された保險料の便益を受くるのは、保險者が其料率表の作成に於て、第三者に對する未必の求償權を考慮に入れるからである。

然しながら、求償は、例へば責任者の無資力の結果無効な場合があり、且此權利の實行には若干の期間と、保險者の負擔に歸すべき費用とを要することに注意しなければならぬ。隨つて保險料率の作成に對し求償權を考慮に入れると云ふのは、其權利の正當性のみならず、其實效に對する期待を基とするものである。斯くして盜難保險者は彼が盜難の惹起者に對して有する求償權——此保險に於ては保險者の賠償に附隨するのが常である——を考慮に入れるに就いては若干割引せるものを以てしなければならぬ。蓋し此場合の求償は屢、無資力者に對し特に不利な條件の下に行はれ隨つて效果を生ずべき機會が稀なためである。之に反し契約上の責任例へば貸借人其他他人の物の保管者に課せられた責任に對しては、所有權を擔保する保險者の求償權は通常最も有利なる條件を呈するものにして、保險料の決定に就いて特に重要な要素を成すものである。

保險者は、其保險契約に於て若干の責任者例へば被保險者の使用人に對する彼の求償權を拋棄することを得る。而

して此抛棄は常に増保険料の理由となるものにして、此増保険料は此要素の危険に對する影響を度る尺度となるものである。

人保險に於ては、保險者は傷害又は致死の惹起者に對して何等の求償權をも實施することは出來ぬ。此求償權は全部被害者自身又は其相續人に殘されるものにして、其理由に就ては後述する機會がある。

七 責任 保險

保險の見地から見るときは、責任なるものは、保險者の支拂を惹起する理由が、豫定の事故の發生ではなく、被保險者が賠償を爲すべき義務を負擔することに在る點に於て、特殊な危険を構成するものである。即ち責任保險者の負擔する所のは言はば第二次的危険 (Un risque au second degré) である。保險料は此第二次的危険に依つて算定されるのであるが、此危険は立法及び判例の變化に最も緊密に追隨する點に於て特殊性を有する。

茲に於て吾々は最も不確定な危険に面接することとなる。自動車保險を營むものは此點熟知する所である。運轉手の責任を増加し、隨つて賠償金を増加する如き判例の變更を見るときは、多くの保險者は以前の法律狀態の下に於て定めた保険料に對して發行せるストックの證券に就いても負擔を増加することとなる。判例の進化の結果たる此保険料の不足に對しては、別に、國に依つては、貨幣價値の變動に依る不足もあり、更に料率引下競争に依る不足も加つて、責任保險者の収入と支出との間には重大なる不平均の存在し得ること、隨つて此保險が保險技術上困難な問題を包藏することを知り得る。

被保險者に代つて、被保險者が他人に加へた損害のために強制されることあるべき賠償金の支拂を目的とする此保險に於ては最早「確定物の價額」の問題は存在しない。随つて責任保險に於ける保險金額は單に保險者の責任限度を定めることを目的とするに過ぎない。又比例擔保の規定は此場合には全く其適用を見ない。

次に責任の大部分特に不法行爲法の適用の結果發生する責任は無制限なるが故に、其保險に於ては最早、原則として何等の制限もない。故に被保險者は之を擔保するために相次いで無數の保險契約を締結することが出来る。

然しながら他人に屬する物の所持人又は受寄者の責任の保險に於ては此點を異にする。此場合には所持人が引渡すことを要する目的物——所持人は之に對し責を有す——の價額に就いて付保されるからである。

斯くして同一不動産を同時に所有者の計算者に於て保險し且同一價額に付賃借人の責任を擔保する資格に於て保險し、之に對し保險會社は各別に保險料を徵收する場合があるであらう。然し危險は發生しても一度しか發生しない。此二重の保險料は、夫が各別の會社の場合には何等不快ではないが——蓋し各會社は完全に危險を冒すからである——然し同一危險に對し同一の會社が此の二個の保險料を收納せる場合にも問題は別とならないだらう。何となれば、同時に賃借人の保險者であり、且所有者の保險者である者は所有者の地位を代位せる者として彼に屬する求償權を賃借人に對して實行することが出来ないからである。

次に法律に於て限度を定めない責任に立歸つて考へるに、此場合の責任は保險者のためには、保險金額の數字を以て限定される。此點に就いての保險者の最大の關心は、裁判所に依つて與へられる賠償金の平均額の上に保險金額を定めることである。是に依つて保險者は彼の支拂ふ賠償金が全體として平均を超えないやうに幾分多くの保險料を收

納することとなるであらう。

然しながら、之と同時に、保險契約者も亦若干平均額を超越する金額に對して付保することを以て利益とするのであらう。何となれば、一切の平均は常に誤差を含むからである。より正確に言へば、特殊の場合には、被保險者の責任は賠償金の平均額を超過することがあるからである。

一 斯様にして收納された保険料の一部は例外的な危険 (Risque exceptionnel) を擔保する役割を持つものである。而して保險契約者が右の平均を超越する金額を付保する場合には其超過する程度の大なるに隨つて保險料率は低下する傾向を有する。即ち此場合の保險料は遞減的である。蓋し例外的危険の頻度は平均を遠ざかるに隨つて減少するからである。

尙保險契約者は、別の手段として、補足的な保險を連續的に契約することが出来る。即ち第二の保險者は第一の保險者の擔保の涸渴せる場合にのみ關與し、第三の保險者は第二の保險者の擔保の涸渴せる場合に始めて關與することとし、以下相次いで同様に契約するものである。是等の補足的な保險は其出發點が高くなるに隨つて、保險者並に被保險者の兩當事者にとつて、愈々小額の費用を以て足ることとなる。

更に、一定數額を超過する賠償金を支拂ふ機會の減少することを基礎として、吾々は保險金額なる限度を設けない責任保險證券を發行することさへ考へ得る。

八 人 保 險

ときは、其實價を以て限度となす。又無制限の責任に對する保險に於ては、保險者は保險金額以上に責を負ふことはないが、然し保險者の負擔する賠償金は此保險金額よりも小なることを得る場合のあることは既に述べた所である。

然るに人保險に於ては此點全く趣を異にする。證券上に豫定されたる場合に於て、支拂を要するものは保險金額の全部にして、之より低くも高くもなり得ない。此點多くの立法例の定むる所である。

夫故に、周知の如く、死亡の場合又は一定期間經過後の生存保險即ち被保險者の勞働不能状態に至る場合に支拂はるべき金額の決定は、専ら當該被保險者（保險契約者）が自己の豫備的行爲に對して認め得る所の保險料に依存するものにして、換言すれば、彼の節約能力若くは彼が此目的のために處分せんと欲する金額に依存するものである。而して其判定を爲すものは常に被保險者自身である。

斯の如く保險せらるべき利益の標準となるものは、被保險者の節約能力と處分能力とである。此標準に對しては何等の論議も認めない。其結果後日保險料が被保險者の能力に比して誇大に過ぎる事實の判明せる場合にも、保險自體の無効又は減額を招來するものではない。勿論保險者は生命保險又は個人的傷害保險に於て、常に申込人の能力に比例しない申込を拒絶すべき權利を有することに就いては何等の疑もない。然し一度證券の發行されるときは、所定の賠償金額に關し争ふべき何等の手段も持たない。

「一定金額の支拂」と云ふ人保險の大原則からは更に重要な原則を派生せしめる。即ち人保險に於ては保險者は保險金額を支拂ひたる後、事故を理由として第三者に對する契約者又は受益者の權利に代替することを得ない。換言す

れば、保險者は申込人の權利に代位せるものとして、被保險者の死亡又は勞働能力の喪失に對して、何等の求償權物保險に於て行はれる如き——をも實行することを得ない。

然しながら、保險者に禁じられた此求償權も被保險者又は其相續人に於ては之を保持し、有責者に對し實行し得べきことは言ふ迄もない。隨つて有責者より得らるべき賠償金は保險金額に附加せられることとなる。此點「人類の價額は評定不能にして、保險金額の如き制限的數字を以て代表せしめ得ない」と云ふ原則の論理的結果である。故に人保險者は、保險の申込人又は受益者の利益のために、一切の賠償に關する地位を讓ることとなる。

現行の多くの立法例に依つて定められた前記の原則の結果として今一つ注意すべきものがある。即ち人保險の契約者は更に彼が適當と信ずる保險を、彼自身の定むる金額に於て、同一又は別個の保險會社に對し申込を爲すことを得る點が是である。此點如何なる法律的乃至技術的原則とも絶對に牴觸するものではない。隨つて比例的な減額を伴ふ重複保險の原則は人保險に對しては存在理由を認め得ない。

然しながら、保險者が彼に申込みられた契約を引受くるに先立つて、該申込人と他の保險者との間に既に若干の契約の存在するか否かを尋ねることは、危険を了解する必要上保險者にとつて許さるべきものである。又保險者は被保險者に對し、他の保險者との契約を全然禁止することは出来ないが、別に被保險者に對し其後に契約されし保險を申告すべしと約定することを得る。然し此規定は一定の時期又は契約に定められた原因に依つて、解消されることのある傷害保險に關してのみ適用さるべきことにして、一旦契約されし以上、其期間中必ず繼續し被保險者に依る外、解約されることのない生命保險に對しては同様取扱はれない。更に重要なことは、同一保險者に付、更に第二、第三の

契約を爲すことにして、此場合には保險者は危險の集中と手持額との問題を考慮しなければならぬ。

之を要するに物保險並に責任保險の兩者に通ずる可變的賠償 (Indemities variables) の原則の外に、人保險の場合に適用さるべき不變的賠償 (Indemities invariables) の原則が存在する。此不變的賠償の原則は多くの立法に於て採用されて居る。隨つて人の生命の價值を其生産力——通例保險料即ち勞働又は資本 (即ち勞働の蓄積) に基く收入中より天引され得る保險料に依つて代表されるものである——に依つて論議することは最早理論的乃至古典的な興味を有するに過ぎない。

然しながら、保險技術的には此點に關する探索を豫め實行する必要がある。即ち保險者は彼の受付けた申込の中、異常にして且誇張されしものを總て拒否すべき絶對權、否道徳的義務をさへ有するものである。此點に就ては、尊敬すべき著者 Senés 氏の言ふ如く、保險金額は、其ために支拂はれた保險料が通常であり、永續的であり、且疑はしき出來事を避けた節約の產出——即ち一言にして言へば、可能な歲入の處分し得る一定部分——に過ぎない如きものたるを要する。保險料が申込人の收入の全部を吸收するが如き、又は彼にとつて高額に過ぎる如き保險は疑はしきものとして、即ち詐欺的投機的な考を匿すものとして排斥されなければならぬ。

固より被保險者の生産力は、生命保險の初めに於て故意に増額された保險料の支拂を甘受して居るが、此の増加せられた保險料の一部は特別な計算に移されて準備金を構成するものにして、更に適確に言へば、累加的危險 (Risque progressif) が被保險者に對し其年齢の増加に應じて高められた保險料を要求する代りに、準備金として積立つるものである。所謂平均保險料 (Prime moyenne) の方式が即ち是にして、現在生命保險會社の間に普遍的に採用されるも

のである。此方式は被保險者の生産力の豊富なる間に其收入より先取を爲すことに依つて、其生産力の減少せるとき
の準備としての資本を構成せしめんとするものにして、且早期の死亡の危険をも此間の差額に依つて負擔せんとする
ものである。

然しながら、若干の生命保險契約は第三者の生命に關し第三者の承諾——此點多くの立法の強制する所である（商
第四二）——を俟つて契約される。而して此契約は現實に保險料を支拂ひ且證券面に保險の利益を受くる者と指定され
た申込人の利益のために、契約される場合がある。此場合支拂はるべき保險料は被保險者の生産力に比例するもので
はなく、被保險者の死亡の結果保險契約の利益を受くる者にとつて發生する不利益に比例すべきである。例へば債權
者が其債務者を被保險者として付保するが如きである。此場合には常に賠償すべき損害の問題が存在する。然し保險
者は、其保險を引受けし後に於ては、此點を論議することは出来ない。此場合の保險金額の決定に對しては、道德の
見地は別として、専ら技術の見地からすれば、先に述べた協定價額に依る妥協手段がある。